

介護老人福祉施設「ほほえみの家」運営規程

施行 平成26年 4 月 1 日

一部改正 令6.4.1

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会が管理運営する介護老人福祉施設「ほほえみの家」

(以下「事業所」という。)の適正な事業運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な地域密着型介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、その他の日常生活上の支援を行い、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設「ほほえみの家」
- (2) 所在地 由仁町東栄88番地の2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、兼務)
施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
入居者に対して健康管理及び療養上の指導、施設の保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名(常勤)
入居に係る相談等業務、入居者又は身元引受人(家族等)との相談、調整、助言を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤、兼務)
医師の補助、入居者の健康状態の把握及び看護処置、施設の保健衛生業務を行う。
- (5) 介護職員 12名以上(常勤)
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。
- (6) 栄養士 1名(非常勤)
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名(常勤)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名（常勤、兼務）

施設サービス計画の作成等を行う。

- (9) 事務員 1名（常勤、兼務）

施設の庶務、会計等の処理を行う。

（定員）

第5条 事業所の定員は27名とする。

（施設サービスの内容）

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立の援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言などの援助
- (8) その他レクリエーション行事などの余暇活動等の提供

（内容及び手続きの説明、同意及び契約）

第7条 事業所は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

（受給資格等の確認）

第8条 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

（入退所）

第9条 事業所は、心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 事業所は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講ずる。
- 4 事業所は、入居申込者の入居に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 事業所は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び事業所、家族間で協議する。
- 6 事業所は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 事業所は、入居者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療

- ・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 事業所は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思をふまえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要介護認定更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第11条 入居に際しては、入居の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(利用料)

第12条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は介護報酬告示上の額の1割とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

- 2 前項のほか、別表に掲げる料金の支払を受ける。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者等の同意を得る。

(保険給付のための証明書の交付)

第13条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(利用料の変更等)

第14条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、第12条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第15条 管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画（以下、「サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者又は家族に対して説明し、同意を得る。
- 4 介護支援専門員は、サービス計画作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況及び入居者についての解決すべき課題の把握

握を行い、必要に応じ前項までの規定を準用してサービス計画の変更を行う。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況を常に把握しながら、適切な介護に努める。

2 サービスの提供は、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業所の職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、介護上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

第17条 介護は、入居者相互の社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

3 入居者に対し、心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

4 オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。

5 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

6 入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 入居者に対し、その負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催または法人内の委員会に出席するとともに、その結果について、職員に周知徹底を計る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に当該事業所職員又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束

を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(食事の提供)

第21条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談及び援助)

第22条 事業所は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第23条 教養娯楽設備等を整えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その入居者又は家族において行うことが困難である場合は、その入居者の同意を得て代わって行う。

3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第24条 入居者に対し、サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じ、健康保持のための適切な措置を講ずる。

2 施設の医師、看護職員は、健康管理記録を整備する。

(入居者の入院期間中の取扱)

第26条 入居者が医療機関に入院の必要が生じた場合、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、3か月以内の退院が見込まれず契約を解除した場合であっても、実際

3か月以内に退院した時は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設を利用できるように配慮する。

(入居者に関する保険者への通知)

第27条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第28条 入居者はサービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- (2) 面会時間は、原則8時30分から20時までとする。
- (3) 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診すること。
- (4) 管理者及び職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (5) 定められた場所・時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (6) けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑をかけてはならない。
- (7) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (8) 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に通知すること。
- (9) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。

(非常災害対策)

第29条 非常災害に際して消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、救出訓練の実施をする。また、他の併設施設と協力し避難・初期消火訓練を実施する。

(緊急時等の対応)

第30条 現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者の身体に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関及び関係機関に連絡する等、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第31条 入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに保険者及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議をする。

- 2 入居者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって損害賠償を行う。

(定員の厳守)

第32条 入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、諸法令に基づく緊急性のある入所及び災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第33条 入居者の使用する食器その他の設備等について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な

措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針等を整備し、定期的に研修を行い、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(協力病院)

第34条 入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定める。

(重要事項の掲示)

第35条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第36条 施設の職員及び職員であった者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。また、事業所は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入居者又は家族の同意を得ることとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 事業所及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益供与をしてはならない。

2 事業所及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 事業所は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための担当者を指定し、書面、電話、面接等の手法で対応する。

2 その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入居者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 その提供した施設サービスに関する請求審査機関等が行う調査に協力するとともに、当該機関等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第39条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の自発的な活動等との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

2 広く地域住民等の意見を聞き施設運営の向上を図るため、運営委員会を設置する。

(記録の整備)

第40条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日から5年間保存する。

(職員の質の確保)

第41条 事業所は、職員の質的向上を図るために、その研修の機会を確保する。

(その他)

第42条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は由仁町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 前項の定めにより、入居者及びその家族が知る必要のある重要な事項については、文書及び口頭により通知しなければならない。

附 則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

附 則（令和6年6月10日）

1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の施行日において、改正前の規定によりすでに処理された事項については、なお、従前の例による。

別表（第12条関係）

項 目		金 額		備 考
居 住 費	利 用 者 負 担 段 階	個室利用	多床室利用	1日あたり。別途意見書により、医師が必要と認める場合は、多床室料金を適用する。
	第 1 段 階	3 2 0 円	0 円	
	第 2 段 階	4 2 0 円	3 2 0 円	
	第 3 段 階	8 2 0 円	3 2 0 円	
	第 4 段階・基準額	1, 1 5 0 円	3 2 0 円	
食 費	利 用 者 負 担 段 階	負 担 額		1日あたり。
	第 1 段 階	3 0 0 円		
	第 2 段 階	3 9 0 円		
	第 3 段 階	6 5 0 円		
	第 4 段階・基準額	1, 3 8 0 円		
	療 養 食 加 算	2 3 円		1日あたり。糖尿病等の療養食が必要な場合は、医師の指示箋により適用する。
理 美 容 代 金		整髪のみ 顔剃り含む場合	1, 5 0 0 円 2, 0 0 0 円	理容組合の出張による。
教 養 娛 楽 費		経 費 の 実 費 相 当 分		書道は、1回50円。
機 器 使 用 料		1日あたり		
		テ レ ビ	5 0 円	
		冷 蔵 庫	5 0 円	